

# かなれ会計 ニュースレター8月号

## 簡易な扶養控除等申告書について

国税庁は6月10日、簡易な扶養控除等申告書(以下簡易な申告書という)に関するFAQを公表しました。

簡易な扶養控除等申告書とは、毎年最初の給与等の支払日の前日までに給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書のうち、その扶養控除等申告書に記載すべき事項が、その年の前年にその給与等の支払者に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない場合に、その扶養控除等申告書に記載すべき事項に代えて、その異動がない旨を記載して提出する扶養控除等申告書をいいます。

今回は同FAQについて一部抜粋してご紹介します。

### 簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ(源泉所得税関係)

**Q2-2** 前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない場合とは、どのような場合をいいますか。

**A** 給与等の支払者に提出しようとする扶養控除等申告書に記載すべき事項の全てが、その給与等の支払者に前年に提出した扶養控除等申告書に記載した内容から異動がない場合をいいます。なお、控除対象扶養親族の所得の見積額に変動があった場合等のうち一定の場合には、異動がないものとして取り扱って差し支えありません

一定の場合とは・・・(1)源泉控除対象配偶者の所得の見積額が95万円以下である場合  
(例)「源泉控除対象配偶者」の前年の所得の見積額は30万円(給与収入85万円)であったが、本年の所得の見積額は40万円(給与収入95万円)となる場合

(2)次に掲げる人の所得の見積額が48万円以下である場合

イ 控除対象扶養親族及び年少扶養親族

(例) 控除対象扶養親族である子の前年の所得の見積額は45万円(給与収入100万円)であったが、本年の所得の見積額は10万円(給与収入65万円)となる場合

ロ 障害者である同一生計配偶者のうち、控除対象配偶者に該当しない

(例) 控除対象配偶者に該当しない障害者である同一生計配偶者の前年は20万円(給与収入75万円)であったが、本年の所得の見積額は48万円(給与収入103万円)となる場合

(3)勤労学生控除の適用を受けている場合で、所得の見積額が75万円以下であり、かつ、その所得の見積額のうち事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得以外の所得の見積額が10万円以下である場合  
(例) 勤労学生控除の適用を受ける人の前年の所得の見積額は60万円(給与収入115万円、懸賞賞金50万円であったが、本年の所得の見積額は65万円(給与収入120万円)となる場合

**Q2-4** 扶養親族の年齢の変動により、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動があったものとなる(簡易な申告書は提出できない)のは、どのような場合ですか。

**A** 扶養親族の年齢の変動により「前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動があった」とされるのは、次のような場合をいいます。

- (1)「控除対象扶養親族」に該当する人の年齢が70歳に達し、「老人扶養親族」に該当することとなる場合
- (2)「控除対象扶養親族」に該当する人の年齢が19歳に達し、「特定扶養親族」に該当することとなる場合
- (3)「特定扶養親族」に該当する人の年齢が23歳に達し、「特定扶養親族」に該当しない「控除対象扶養親族」に該当することとなる場合
- (4)「年少扶養親族」に該当する人の年齢が16歳に達し、「控除対象扶養親族」に該当することとなる場合
- (5) 国外居住親族について扶養控除の適用を受けている場合で、その国外居住親族の年齢の変動により、扶養控除の適用要件である年齢等の区分が変わる場合

**Q3-1** 簡易な申告書の記載方法を教えてください。

**A** 簡易な申告書を提出する人本人の氏名、住所又は居所及びマイナンバー(個人番号)を記載の上、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない旨を余白に記載する等して提出してください。なお、給与等の支払者が、扶養控除等申告書に記載すべき従業員の方等のマイナンバー(個人番号)など、所定の事項を記載した帳簿を備えているときは、そのマイナンバー(個人番号)の記載をしなくてよいこととされています。

記載例

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書									
所轄庁長官等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	あなたの氏名	あなたの住所	年	月	日	扶養親族の氏名	扶
			山田 太郎						前年から異動なし
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	あなたの住所					
			(郵便番号) 170 - 0000						
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町23-7						
区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたの住所	生年月日	令和7年分の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	扶養親族の氏名	扶
									前年から異動なし

その他不明な点がありましたら担当者にお尋ねください。